

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の 使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	モラ橋梁建設計画のための贈与 に関する日本国政府と東ティモ ール民主共和国政府との間の交 換公文	モラ橋梁建設計画を実施するために必要な 1. 橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	885,000千円 (H20年度 56,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 698,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 131,000千円) H23. 3.31まで	H20. 5. 5 デイレで (H20. 5.30)	日本側 清水健司在東ティ モール大使 側 ベトロ・ 東ティモール側 シルバ イ・ダ・シルバ イン フラスト ラクチャー 開発 大臣	H20. 6.16 355号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。